

公正証書に必要な書類と要件

1	当事者本人が役場に行く場合	
(1)	当事者が個人の場合（ . . . のいずれか） . 運転免許証と認印 . パスポートと認印 . 住民基本台帳カード(顔写真付き)と認印 . 印鑑証明書 (3ヶ月以内のもの)と実印	
(2)	当事者が法人の場合 . 代表者の資格証明書と代表者印及びその印鑑証明書 . 代表者の登記事項証明書と代表者印及びその印鑑証明書 (資格証明書、登記事項証明書、印鑑証明書は 3ヶ月以内のもの)	
2	当事者代理人が役場に行く場合	
	. 本人作成の委任状 委任状には本人の実印 (法人の場合は代表者印)にて押印 委任状には、契約内容を記載 委任内容が別書面の場合その書面の写しを添付し契印 (白紙委任は認められません。)	
	. 本人の印鑑証明書 (法人の場合代表者のもの) (3ヶ月以内のもの)	
	. 本人が法人の場合代表者の資格証明書 (3ヶ月以内のもの)	
	. 代理人自身の下記のうちいずれか1つ 運転免許証と認印 パスポートと認印 住民基本台帳カード(顔写真付き)と認印 印鑑証明書 (3ヶ月以内のもの)と実印	

公正証書遺言に必要な書類と要件

1	遺言者本人の印鑑証明書 (3ヶ月以内のもの)	市町村で取得
2	遺言者と相続人との続柄が分かる戸籍謄本 除籍謄本等	市町村で取得
3	相続人以外の人に財産を遺贈する場合は、その人の住民票	市町村で取得
4	遺言の内容中の財産に不動産がある場合 1.登記事項証明書 (登記簿謄本) 2.固定資産評価証明書 (固定資産税 都市計画税納税通知書中の課税明細書)	都税事務所 市町村で取得
5	証人 2人 (なお、相続人等利害関係人は証人にはなれません。) 証人予定者の氏名・住所・生年月日及び職業 (印鑑証明書は必要でないが、証人立会るとき身分証明として使用する可能性がある。運転免許証・パスポートにて代替可) 当事務所への依頼の場合 同事務所で証人を準備します。	
6	遺言の内容のメモ 1.現在の資産 (不動産、預金、国債、株、絵画等)を誰に相続 (遺贈)させるか。 2.不動産は登記事項証明書、預金は通帳で特定する。 3.遺言執行者の人選 4.遺言の例文作成 (財産の処分だけでなく、付言を入れる場合)	
7	公証人との遺言内容の打ち合わせ 遺言する日時打ち合わせ	公証役場

柏倉司法書士行政書士事務所

〒113-0022 東京都文京区千駄木3丁目50番12-603号

電話 03-5685-2305 FAX03-5685-2541

メール kashiwakura@zoo.email.ne.jp homepage [Http://www.yoichi.net/](http://www.yoichi.net/)